



GOOD  
DESIGN

# あんしん介護 年金・一時金

**年金** 5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)

**一時金** 5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)

## 特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット

介護リスクに  
備えていますか?



朝日生命は  
日本乳がんピンクリボン運動  
を応援しています。

### 「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)兼 商品パンフレット」

本冊子に記載している「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」には、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず、お読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。また、詳細につきましては、別冊の「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認ください。  
この保険の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。



介護への不安に対して、あんしんをお届けしたいという「あんしん介護」の商品コンセプトが高く評価されグッドデザイン賞を受賞しました。

募集代理店

引受保険会社

MIZUHO

みずほ銀行

朝日生命

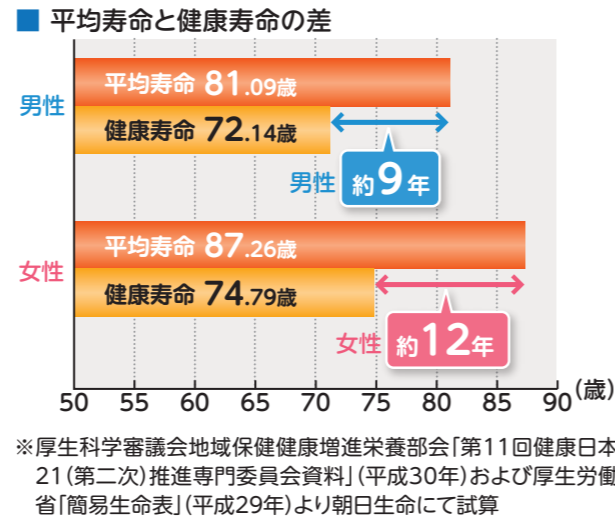
# 1 「健康寿命」をご存じですか？

「健康寿命」という言葉をご存じでしょうか？  
「健康寿命」とは、2000年にWHO(世界保健機関)が提唱した指標で、日本の厚生労働省では以下のように定義しています。

## ＜厚生労働省の定義＞

「健康寿命」=「日常的に介護を必要としないで自立した生活を送ることができる生存期間」

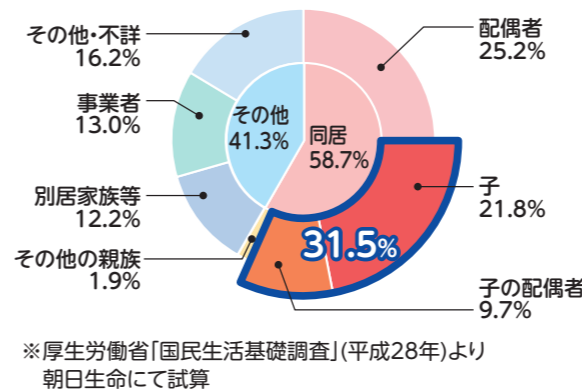
つまり、「平均寿命」と「健康寿命」との差が何らかの介護が必要となる期間と言えます。



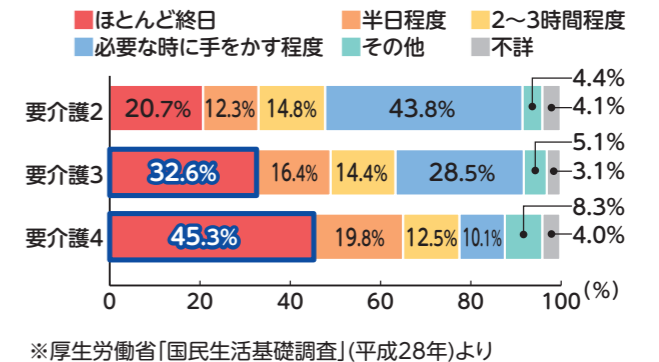
# 3 介護の負担は配偶者だけでなく子の世帯に

主な介護者(介護をする人)は「配偶者」の割合が最も高くなっており、「子」や「子の配偶者」が主な介護者となっているケースも31.5%となっており、介護は子の世帯にも負担となっています。  
介護にかかる時間は要介護3から「ほとんど終日」が3割を超え、介護者の精神的・肉体的負担とともに離職にともなう収入減少にもつながっています。

## ■ 主な介護者の割合



## ■ 介護にかかる時間



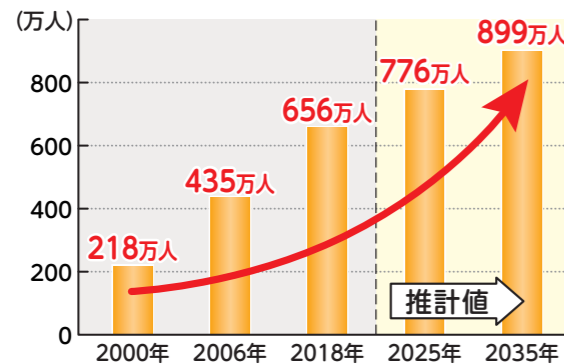
# 2 介護は身近なリスクです

要介護認定者数(要支援含む)は2018年4月現在656万人で、この18年間で約3倍に増加しています。今後は高齢化の進展にともない、さらに増加することが予想されています。

75歳以上では3割以上\*の方が要介護認定(要支援含む)されています。

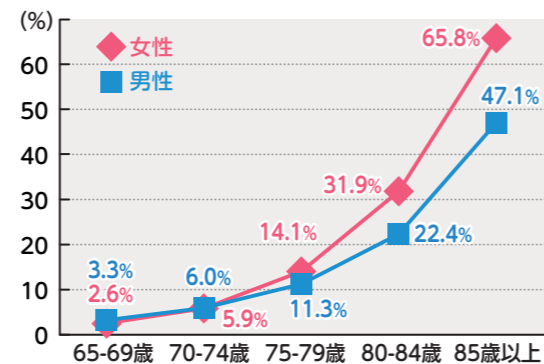
\*厚生労働省「介護給付費実態調査月報」(平成30年6月審査分)、総務省統計局「人口推計」(平成30年6月1日現在)より朝日生命にて試算

## ■ 要介護認定者数(要支援含む)の推移



※厚生労働省「社会保障審議会介護保険部会資料」(第74回)および厚生労働省「介護給付費等実態調査の概況」(平成29年度)より朝日生命にて試算

## ■ 性別・年代別要介護認定率(要支援含む)



※厚生労働省「介護給付費実態調査月報」(平成30年6月審査分)、総務省統計局「人口推計」(平成30年6月1日現在)より朝日生命にて試算

## ■ 要介護認定の目安

### 要介護 1

- 食事や排泄などはほとんどひとりでできるが時々介助が必要な場合がある。
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い。
- 問題行動や理解行動の低下がみられることがある。

### 要介護 2

- 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。
- 立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。
- 物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。
- 衣服の着脱は何とかできる。

### 要介護 3

- 食事や排泄に一部介助が必要。
- 立ち上がりや片足での立位保持などがひとりでできない。
- 入浴や衣類の着脱などに全面的な介助が必要。
- いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。

### 要介護 4

- 食事に時々介助が必要で、排泄、入浴、衣類の着脱には全面的な介助が必要。
- 立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。
- 多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。

### 要介護 5

- 食事や排泄がひとりでできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。
- 歩行や両足での立位保持がほとんどできない。
- 意思の伝達がほとんどできない場合が多い。

## ■ 要介護認定を受けるまで

要介護(要支援)認定を受けるには、市区町村の担当窓口への申請が必要です。認定までの手続きは以下のようになっています。

要介護認定には有効期間があります。[初回:原則6ヵ月][2回目以降:12ヵ月]



※2019年2月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。

# 4 公的介護保険を利用して自己負担がある ことをご存じですか？

公的介護保険は、要介護認定を受けた人が、**介護サービス(現物給付)**を受けることができる制度です。介護が必要になった場合、在宅で訪問介護などを受ける「在宅サービス」と施設に入所して受ける「施設サービス」などから選択できます。

介護が必要となった原因	40～64歳 (第2号被保険者)	65歳～ (第1号被保険者)
16種類の特定疾病*	○ サービスを受けることができます	○ 原因を問わず、サービスを受けることができます
上記以外のあらゆる疾病・ケガ	✕ サービスを受けることができません	

**在宅サービス** ●訪問介護 ●デイサービス ●福祉用具購入費の支給 ●住宅改修費の支給

**施設サービス** ●特別養護老人ホーム ●老人保健施設 ●療養型医療施設 などへの入居

\*特定疾病(厚生労働省「特定疾病の選定基準の考え方」より)

①がん【がん末期】②関節リウマチ③筋萎縮性側索硬化症④後縦靭帯骨化症⑤骨折を伴う骨粗鬆症⑥初老期における認知症⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】⑧脊髄小脳変性症⑨脊柱管狭窄症⑩早老症⑪多系統萎縮症⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症⑬脳血管疾患⑭閉塞性動脈硬化症⑮慢性閉塞性肺疾患⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※2019年2月現在の制度に基づき記載しており、今後、変更となる場合があります。

**介護には、長期にわたる日々の出費が必要となる場合があります**

**長期にわたる日々の出費**

介護サービスには1ヵ月あたりの支給限度額があり、**限度額の範囲内で利用する場合は1割が自己負担\***となります。

\*一定以上の所得がある場合は2～3割負担となります。

**介護には、まとまった出費が必要となる場合があります**

**一時的な多額の出費**

**大規模な住宅改修や有料老人ホームへの入居一時金など、まとまった出費が必要となる場合があります。**

## 〈年間の介護サービスの支給限度額・自己負担額と要介護1のサービス利用例〉

### ■ 年間の介護サービスの支給限度額・自己負担額

要介護度	介護サービスを1割の自己負担で利用できる年間の限度額	介護サービスを限度額まで利用した場合の自己負担額(1割負担)
要介護1	約200万円	約20.0万円
要介護2	約235万円	約23.5万円
要介護3	約323万円	約32.3万円
要介護4	約369万円	約36.9万円
要介護5	約432万円	約43.2万円

※朝日生命にて1ヵ月あたりの支給限度額をもとに1割負担として試算。2019年2月時点の標準的な地域の例であり、地域によって異なる場合があります。

※支給限度額を超えた分は全額自己負担となります。

### ■ 要介護1のサービス利用例

サービス	月間利用回数	年間費用(概算)
生活援助	24回	64.2万円
身体介護	4回	18.9万円
訪問リハビリ	8回	27.8万円
訪問看護	4回	22.4万円
デイサービス	4回	30.9万円
歩行器レンタル		3.6万円
合計		167.8万円

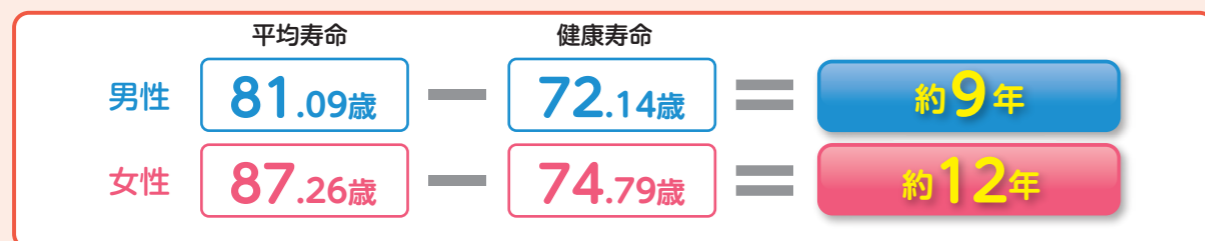
※2019年2月時点の基本単価をもとに朝日生命にて試算。地域加算等により、実際の費用とは異なる場合があります。

1割の自己負担  
約**16.7万円**  
(年間)

## 〈介護が必要な期間〉

介護期間はいつまで続くかわからず、1割の自己負担とはいえ、払い続けるのは大変です。

### ■ 健康寿命(日常的に介護を必要としないで自立した生活を送ることができる生存期間)



※厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会「第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」(平成30年)および厚生労働省「簡易生命表」(平成29年)より朝日生命にて試算

## 〈要介護3以上で必要になる費用例〉

### ■ 住宅改修例

多発性脳梗塞により右半身上下肢および左半身下肢が麻痺し、車椅子をご使用の方のケース

- ・浴室 ———— 出入口を引き戸にし、浴槽位置、高さを変更。
- ・洗面所 ———— 浴室と洗面所の段差をなくし、車椅子対応の洗面に変更。
- ・トイレ ———— ドアを引き戸にし、開口幅を大きくする。
- ・庭 ———— 段差解消機を設置し、通路部分には雨の日に屋根を設置。

上記住宅改修を介護保険やその他公費\*を利用して行った場合の自己負担総額

**約300万円**

\*市区町村が運営する各種給付金事業等

※「公益社団法人テクノエイド協会」ホームページより朝日生命にて試算

### ■ 有料老人ホーム入居例

特別養護老人ホームなどの公的介護施設は、料金は安いですが、入居待ち人数は、要介護3以上の方のみでも**29.5万人\***にも及びます。一方、民間の有料老人ホームの場合、まとまった前払金が必要となるケースもあります。

\*厚生労働省「特別養護老人ホームの入居申込者の状況」(平成29年3月)

有料老人ホームの前払金(入居一時金)

- ・全額前払い方式 **1,000万円台**が多くなっています
- ・一部前払い方式 **500～700万円台**が多くなっています

※全額前払い方式とは、家賃の全額を一時期に支払う方法。一部前払い方式とは、家賃の一部を一時期に支払う方法。

※公益社団法人全国有料老人ホーム協会「平成26年度有料老人ホームにおける前払金の実態に関する調査研究事業報告書」(平成27年3月)より

**長期にわたる日々の出費に備えたいお客さまは5ページへ**

**一時的な多額の出費に備えたいお客さまは7ページへ**

# あんしん介護 年金 の特徴としくみ

## 長期にわたる日々の出費に備えたいお客さま向けのプラン

いつまで続くかわからない介護の「長期にわたる日々の出費」に備えます。介護サービス利用時の自己負担額の全額または一部を一生カバーします。

**特徴1** 介護年金のお受け取りが公的介護保険制度の要介護認定に連動しています

⚠ 公的介護保険制度において第2号被保険者(40~64歳)の要介護認定は、要介護状態になった原因が16種類の特定疾病の場合に限られます。

**特徴2** 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料支払いが不要となります

⚠ 「要支援」に認定された場合には、保険料支払いが不要となった後に、(自立・要支援)でも保険料のお支払い込みは不要となりません。要介護状態に該当しなくなった場合は必要ありません。

**特徴3** 要介護1以上から一生涯、年1回介護年金をお受け取りいただけます

⚠ 2回目以降の介護年金額は、認定されている要介護の状態が変更された場合、変動します(要介護状態に該当しなくなった場合、介護年金のお受け取りは中断します)。

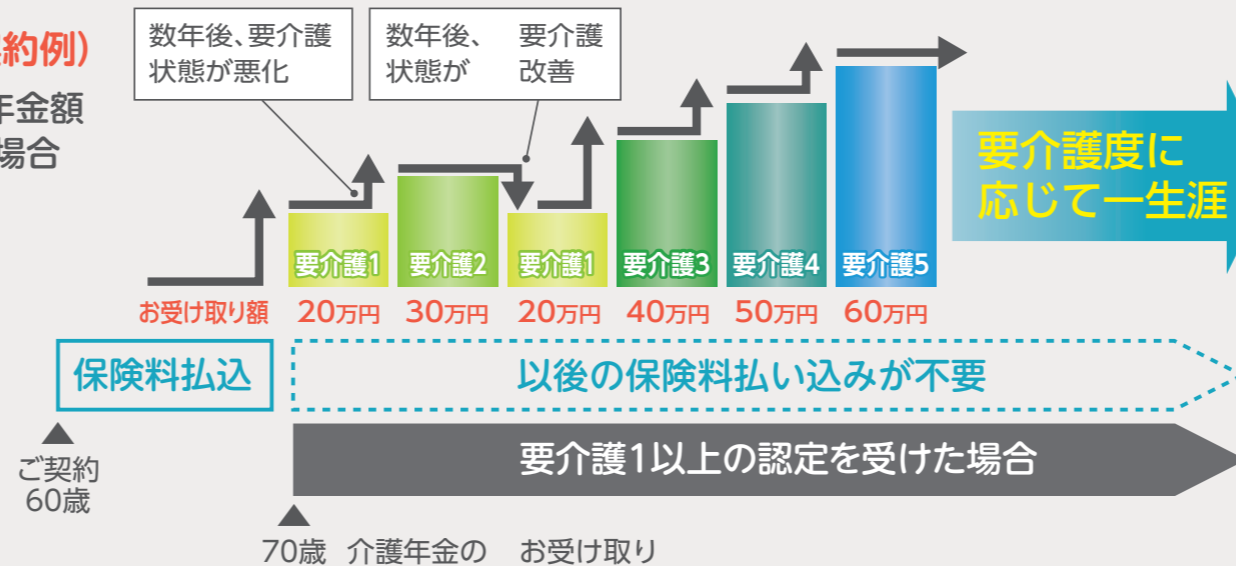
### お取り扱い年齢：40~75歳

介護終身年金保険の基準介護年金額は、**30万円~60万円**の範囲で設定できます(6万円単位)。

※ご加入年齢により、保険料の払込期間の設定には所定の要件があります。詳しくは、P.13契約概要をご覧ください。

### しくみ(ご契約例)

● 基準介護年金額 60万円の場合



基準介護年金額60万円なら、公的介護保険制度の介護サービスを支給限度額まで利用した場合の自己負担額にぴったり!

要介護度	介護サービスを1割の自己負担で利用できる年間の限度額	介護サービスを限度額まで利用した場合の自己負担額(1割負担)	介護年金額
要介護1	約200万円	約20.0万円	20万円
要介護2	約235万円	約23.5万円	30万円
要介護3	約323万円	約32.3万円	40万円
要介護4	約369万円	約36.9万円	50万円
要介護5	約432万円	約43.2万円	60万円

※朝日生命にて1ヵ月あたりの支給限度額をもとに1割負担として試算。2019年2月時点の標準的な地域の例であり、地域によって異なる場合があります。

### 保険料例「男性」

■ 保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払 (月払保険料(口座振替料率))

基準介護年金額	30万円	60万円	(単位：円)
契約年齢	40歳	2,019	4,038
	45歳	2,271	4,542
	50歳	2,655	5,310
	55歳	3,240	6,480
	60歳	4,137	8,274
	65歳	5,616	11,232
	70歳	7,245	14,490

※2019年4月1日現在  
※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヵ月を超えときは満年齢に1歳を加えます。

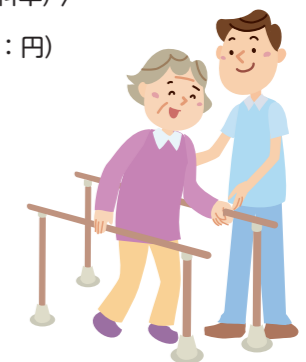


### 保険料例「女性」

■ 保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払 (月払保険料(口座振替料率))

基準介護年金額	30万円	60万円	(単位：円)
契約年齢	40歳	3,273	6,546
	45歳	3,813	7,626
	50歳	4,578	9,156
	55歳	5,706	11,412
	60歳	7,386	14,772
	65歳	10,038	20,076
	70歳	13,107	26,214

※2019年4月1日現在  
※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヵ月を超えときは満年齢に1歳を加えます。



### 余裕資金の一部を活用できるお客さま 向けの一括払(全期前納払)もあります。

#### ■「一括払(全期前納払)」とは?

保険料払込期間満了までの年払保険料をご契約時に一括してお支払いいただく取り扱いです。朝日生命がお支払いいただいた保険料の前納金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日(年単位)ごとに保険料のお支払いにあてますので、保険料の前納金は毎期のお支払い込みによる累計額にくらべて、少額となります。

#### ■前納期間中にご契約が消滅(解約など)したときや前納期間が満了した場合、または保険料のお支払いが不要となったときは?

保険料の前納金に残額があれば、第1回介護年金をお支払いする場合はその受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残金を払い戻します。

⚠ あんしん介護(年金)とあんしん介護(一時金)は、それぞれ独立した契約です。したがって、お申し込み時にはそれぞれのご契約ごとの契約申込書等をご提出いただきます。また、保険証券等は、それぞれのご契約ごとに発行します。

# あんしん介護一時金の 特徴としくみ

## 一時的な多額の出費に備えたいお客さま向けのプラン

住宅のバリアフリー化費用や有料老人ホームへの入居一時金など、要介護3以上で必要となる場合が多い「一時的な多額の出費」に備えます。

**特徴1** 介護一時金のお受け取りが公的介護保険制度の要介護認定に連動しています

⚠ 公的介護保険制度において第2号被保険者(40~64歳)の要介護認定は、要介護状態になった原因が16種類の特定疾病の場合に限られます。

**特徴2** 要介護1以上に認定された場合、以後の保険料払い込みが不要となります

⚠ 「要支援」に認定された場合には、保険料払い込みが不要となった後に、(自立・要支援)でも保険料のお払い込みは必要ありません。

**特徴3** 要介護3以上の場合、介護一時金をお受け取りいただけます

⚠ 介護一時金をお受け取りいただいた時点で、保険契約は消滅します。

### お取り扱い年齢：40~75歳

介護一時金保険の介護一時金額は、**100万円~1,000万円**の範囲で設定できます(10万円単位)。

※ご加入年齢により、保険料の払込期間の設定には所定の要件があります。詳しくは、P.14契約概要をご覧ください。

### しくみ(ご契約例)

● 介護一時金額300万円の場合

保険料払込

以後の保険料払い込みが 不要

ご契約  
60歳

要介護1・2の認定を受けた 場合

70歳



要介護3以上の認定を受けた場合

75歳 介護一時金のお受け取り

⚠ 介護一時金をお受け取りいただいた時点で、保険契約は消滅します。



■ 保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払 (月払保険料(口座振替料率)) (単位：円)

契約年齢	介護一時金額	月払保険料(円)			
		100万円	300万円	500万円	1,000万円
男性	40歳	—	1,845	3,075	6,150
	45歳	—	2,241	3,735	7,470
	50歳	—	2,784	4,640	9,280
	55歳	1,190	3,570	5,950	11,900
	60歳	1,578	4,734	7,890	15,780
	65歳	2,193	6,579	10,965	21,930
	70歳	2,970	8,910	14,850	29,700

※2019年4月1日現在  
※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヵ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

■ 保険期間：終身タイプ 保険料払込期間：終身払 (月払保険料(口座振替料率)) (単位：円)

契約年齢	介護一時金額	月払保険料(円)			
		100万円	300万円	500万円	1,000万円
女性	40歳	—	2,199	3,665	7,330
	45歳	—	2,691	4,485	8,970
	50歳	—	3,363	5,605	11,210
	55歳	1,442	4,326	7,210	14,420
	60歳	1,914	5,742	9,570	19,140
	65歳	2,654	7,962	13,270	26,540
	70歳	3,633	10,899	18,165	36,330

※2019年4月1日現在  
※契約年齢は、ご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヵ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。

### 余裕資金の一部を活用できるお客さま 向けの一括払(全期前納払)もあります。

#### ■「一括払(全期前納払)」とは?

保険料払込期間満了までの年払保険料をご契約時に一括してお払い込みいただく取り扱いです。朝日生命がお払い込みいただいた保険料の前納金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日(年単位)ごとに保険料のお払い込みにあてますので、保険料の前納金は毎期のお払い込みによる累計額にくらべて、少額となります。

#### ■前納期間中にご契約が消滅(解約など)したときや前納期間が満了した場合、または保険料のお払い込みが不要となったときは?

保険料の前納金に残額があれば、介護一時金をお支払いする場合はその受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残金を払い戻します。

⚠ あんしん介護(年金)とあんしん介護(一時金)は、それぞれ独立した契約です。したがって、お申し込み時にはそれぞれのご契約ごとの契約申込書等をご提出いただきます。また、保険証券等は、それぞれのご契約ごとに発行します。





必ずお読みください

## 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますので、ご確認ください。

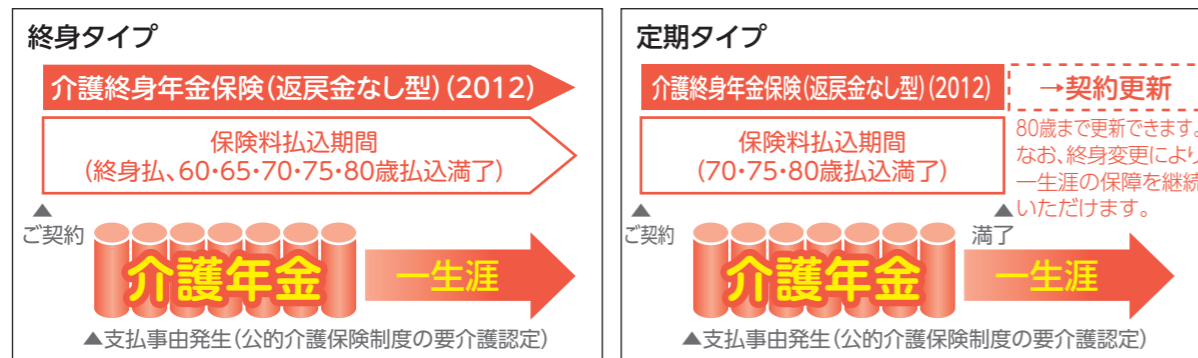
### 1. 引受保険会社の名称と住所等について

- 名称 朝日生命保険相互会社
- 住所 本社 〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1
- 連絡先 お客様サービスセンター ☎0120-714-532
- ホームページアドレス <https://www.asahi-life.co.jp>

### 2. 商品の特徴としくみについて

#### 1 あんしん介護(年金)

- 商品名称 あんしん介護(年金)
- 正式名称 5年ごと利差配当付介護終身年金保険(返戻金なし型)(2012)
- 特徴 保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態1～5になられた場合に一生の年金をお受け取りいただける商品です。



◇2回目以降の介護年金は、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日における要介護状態に基づき、お支払いします。

◇定期タイプは、保険契約者から特にお申し出がない限り、更新のお申し出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、自動的に更新されます(更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください)。

- 保険料のお支払い不要 第1回介護年金をお支払いした場合、以後の保険料のお支払いは不要となります。

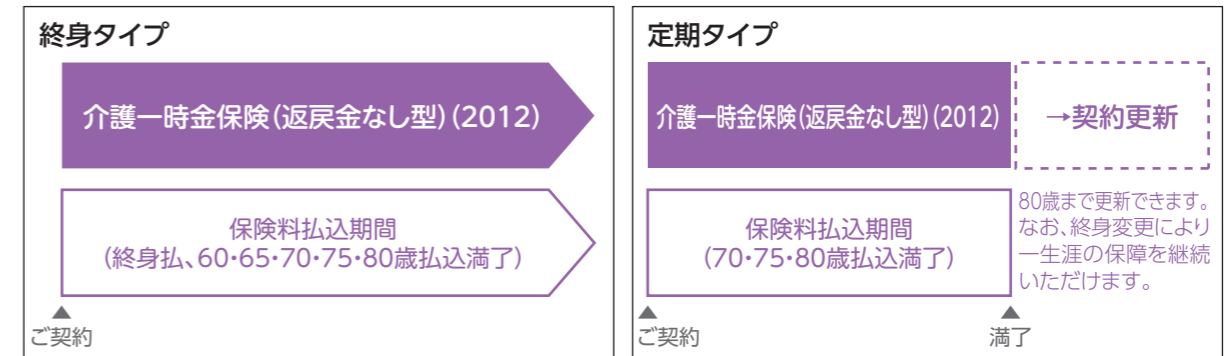
#### ■お取り扱い

	終身タイプ	定期タイプ
契約年齢	40～75歳	
保険料払込期間*	終身払、60・65・70・75・80歳払込満了	70・75・80歳払込満了
基準介護年金額(6万円単位)	30～60万円	
保険料払込方法(回数)	月払・年払・一括払(全期前納払)	
保険料払込経路	口座振替	

\* 保険料払込期間は最低5年必要です。

#### 2 あんしん介護(一時金)

- 商品名称 あんしん介護(一時金)
- 正式名称 5年ごと利差配当付介護一時金保険(返戻金なし型)(2012)
- 特徴 保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態3～5になられた場合に一時金をお受け取りいただける商品です。



◇定期タイプは、保険契約者から特にお申し出がない限り、更新のお申し出があったものとして、保険期間満了日の翌日に、自動的に更新されます(更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください)。

- 保険料のお支払い不要 公的介護保険制度に基づく要介護状態1～2に該当していると認定されたとき、以後の保険料のお支払いが不要となります。

#### ■お取り扱い

契約年齢	終身タイプ		定期タイプ	
	40～54歳	55～75歳	40～59歳	60～75歳
保険料払込期間*	60・65・70歳払込満了	終身払、75・80歳払込満了	70・75・80歳払込満了	
介護一時金額(10万円単位)	100～1,000万円	300～1,000万円	100～1,000万円	300～1,000万円
保険料払込方法(回数)	月払・年払・一括払(全期前納払)			
保険料払込経路	口座振替			

\* 保険料払込期間は最低5年必要です。

### 3. 保障内容について

#### 1 あんしん介護(年金)

- 保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態1～5に該当していると認定されたとき、その時以後一生にわたって、毎年、要介護状態1～5に応じて、介護年金をお受け取りいただけます。
- 2回目以降の介護年金額は、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日における要介護状態に基づき、お支払いします。そのため、認定されている要介護の状態が変更された場合、お支払いする介護年金額も変動します。また、公的介護保険制度に基づく要介護1以上の状態に該当しなくなった場合、以後の介護年金のお支払いを中断します。なお、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日に、再度支払事由に該当したときは、お支払いを再開します。
- 死亡給付金は、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき、または、被保険者が介護年金支払期間中に死亡したときにお支払いします。
- お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-定款・約款」にてご確認ください。

給付金	お支払事由	お支払金額	受取人	
介護年金	第1回介護年金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、初めて公的介護保険制度(注2)に基づく要介護1以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	介護保険法に定める要介護状態区分に応じた次の年金額 要介護5 基準介護年金額 要介護4 基準介護年金額×5/6 要介護3 基準介護年金額×4/6 要介護2 基準介護年金額×3/6 要介護1 基準介護年金額×2/6	介護年金受取人
	第2回以後の介護年金	被保険者が、第1回介護年金の支払日の毎年の応当日に、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により、公的介護保険制度(注2)に基づく要介護1以上の状態(注3)に該当していると認定されているとき		



給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡給付金	次のいずれかのとき 1. 保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注4) 2. 被保険者が、介護年金支払期間中に死亡したとき	基準介護年金額	死亡給付金受取人

- (注1) 疾病には薬物依存は含みません。  
(注2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象です。(2019年2月現在)  
(注3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。  
(注4) 保険料払込期間が終身のご契約には、死亡給付金はありせん。  
■ 法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化(公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等)のいずれかの事由が、この商品のお支払事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由を変更することがあります(変更日の2ヵ月前までに保険契約者へ連絡します)。

## 2 あんしん介護(一時金)

- 保険期間内に被保険者が公的介護保険制度に基づく要介護状態3~5に該当していると認定されたとき、介護一時金をお受け取りいただけます。
- 死亡給付金は、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合で、被保険者が保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したときにお支払いします。
- 介護一時金と死亡給付金は重複してお支払いしません。
- お支払事由は以下のとおりです。詳しくは「ご契約のしおり-定款・約款」にてご確認ください。

給付金	お支払事由	お支払金額	受取人
介護一時金	被保険者が、責任開始の時以後に生じた傷害または疾病(注1)により公的介護保険制度(注2)に基づく要介護3以上の状態(注3)に該当していると認定されたとき	介護一時金額	介護一時金受取人
死亡給付金	保険期間が終身の保険契約の場合で、被保険者が、保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき(注4)	介護一時金額の10%	死亡給付金受取人

- (注1) 疾病には薬物依存は含みません。  
(注2) 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。公的介護保険制度は満40歳以上の方が対象です。(2019年2月現在)  
(注3) 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める状態をいいます。  
(注4) 保険料払込期間が終身のご契約には、死亡給付金はありせん。

- 法令改正等による公的介護保険制度等の改正や介護に関する技術または環境の変化(公的介護保険制度によらない介護の状況の変化、介護に関する社会環境の変化等)のいずれかの事由が、この商品のお支払事由または保険料の払込免除事由に影響を及ぼすときは、朝日生命は、主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由または保険料の払込免除事由を変更することがあります(変更日の2ヵ月前までに保険契約者へ連絡します)。

## 4. 指定代理請求特約(2016)について

- 介護年金・介護一時金等の受取人となる被保険者が介護年金・介護一時金等をご請求できない事情\*があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって介護年金・介護一時金等をご請求することができる制度です。  
\* 傷害や疾病により介護年金・介護一時金等を請求する意思表示ができない場合など。
- 指定代理請求人に介護年金・介護一時金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその介護年金・介護一時金等のご請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人に介護年金・介護一時金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛ご照会を受けたときは、介護年金・介護一時金等のお支払いをしていること、またはご契約が消滅していること等を回答せざるを得ない場合が

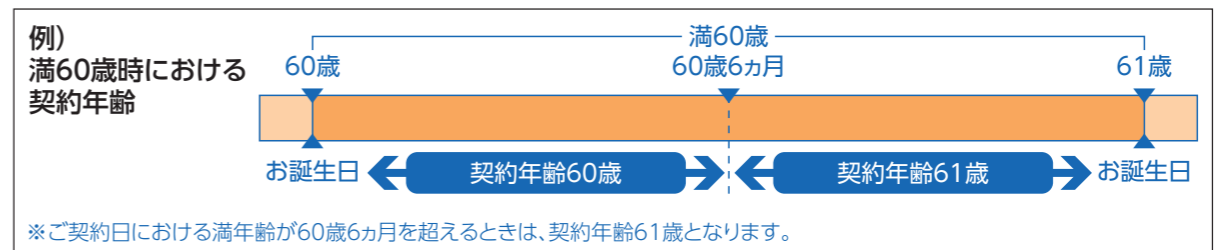
あります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態について知る可能性がありますので、お含みおきください。

## 5. ご契約のお引き受けについて

- 現在入院中の方のご契約はお引き受けできません。
- 既往症・現在の健康状態・ご職業・生命保険加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできないときや、お申し込みタイプをご変更いただいたうえでご契約をお引き受けするときがあります。
- 朝日生命の基準により、ご希望の基準介護年金額・介護一時金額でお引き受けできないときがあります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続します)。
- その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないときがあります。

## 6. 契約年齢について

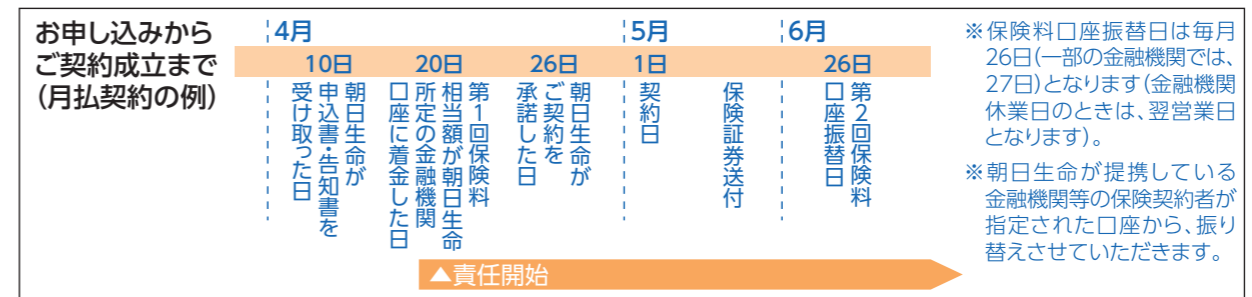
- 契約年齢はご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6ヵ月を超えるときは満年齢に1歳を加えます。



## 7. 保障の開始(責任開始の時)について

- 「注意喚起情報」の「2. 保障の責任開始の時について」 P.19 をご確認ください。

## 8. ご契約成立までのスケジュール



## 9. 保険料について

- 具体的な保険料例については、P.9-P.12でご確認ください。
- 保険料の払込方法(回数)が年払のご契約は、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払い込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。
- 保険料払込期間満了までの年払保険料をご契約時に一括してお払い込み(全期前納)いただくことで、保険料が割引きとなる取り扱いがあります。  
◇ 朝日生命がお払い込みいただいた保険料の前納金に所定の利息をつけて積み立て、契約成立日の応当日(年単位)ごとに保険料のお払い込みにあてますので、保険料の前納金は毎期のお払い込みによる累計額にくらべて、少額となります。  
◇ この制度をご利用の場合、前納期間中にご契約が消滅(解約、死亡など)したときや、前納期間が満了したとき、または保険料のお払い込みが不要となったときに、保険料の前納金に残額があれば、介護年金(または介護一時金)のお支払いの場合は、その介護年金(または介護一時金)受取人に、それ以外の場合は保険契約者にその残額を払い戻します。

## 10.定期タイプの更新・保険期間の終身変更について

### ■更新について

- ◇保険契約者から特にお申し出がない限り、更新のお申し出があったものとして、保険期間満了日の翌日にご契約は自動的に更新されます(更新しない場合は、保険期間満了日の2週間前までにお申し出ください)。
- ◇更新後のご契約の保険期間は、被保険者の年齢が80歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日を限度として、更新前のご契約の保険期間と同一とします。
- ◇更新後のご契約には更新日の約款を適用し、保険料は更新日の被保険者の年齢および保険料率により再計算します。このため、一般的には、同一の保障内容で更新される場合、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- ◇更新日に朝日生命が更新の対象となる主契約・特約を取り扱っていないときは、更新のお取り扱いに準じて朝日生命の定める同種の主契約・特約を締結します。また、朝日生命の取り扱いの範囲内で、同種の主契約・特約に変更して更新することができます。
- ◇特別条件の適用を受けた場合、その他朝日生命所定の条件を満たさない場合には、更新のお取り扱いをしないことがあります。

### ■保険期間の終身変更について

- ◇保険期間満了日の被保険者の年齢が74歳以下のとき、保険期間満了の際に、元のご契約に代えて、その基準介護年金額等を限度として、診査や告知をしないで同種の保険契約(終身タイプ)に変更することができます。同種の保険契約(終身タイプ)への変更は、保険期間満了日の1ヵ月前までにお申し込みください。
  - 変更後契約の基準介護年金額・介護一時金額は、変更前契約の基準介護年金額・介護一時金額と同額とします。
  - 変更後契約の保険料は、変更日の被保険者の年齢によって定めます。その場合、変更日現在の約款および保険料率が適用されます。
  - 変更前契約の保険期間中に被保険者の年齢が75歳となるときは、75歳となる契約成立日の応当日(年単位)を変更日として変更後契約への変更をお取り扱いします。ただし、保険料のお払い込みを免除されたご契約およびご加入時の被保険者の年齢が75歳のご契約については、このお取り扱いはできません。また、特別条件の適用を受けたご契約については、このお取り扱いができないことがあります。
  - 変更のお取り扱いにあたっては、変更前契約の最終の保険料が払い込まれていることが必要です。変更後契約の第1回保険料は、変更日を含む月の末日までにお払い込みいただきます。

## 11.解約返戻金について

- この商品には解約返戻金がありません。ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては解約返戻金があります。

## 12.満期保険金等について

- この商品には満期保険金がありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付、払済保険・延長保険への変更のお取り扱いはできません。

## 13.配当金について

- 配当金は、資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。  
なお、配当金は、金利水準等により変動(増減)しますので、決算実績によっては配当金をお支払いできないこともあります。

## 14.配当金の支払方法について

- 配当金は朝日生命所定の利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したときまたは保険契約者からご請求があったときにお支払いする積立方式です。
- 以下のような場合につきましては、5年ごとの配当金のお支払日以前でも、資産の運用成果に応じて配当金をお支払いします。
  - ◇保険料払込期間が満了する場合
  - ◇介護年金・介護一時金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
  - ◇解約、減額等をされる場合
- 契約成立日から2年以内に解約、減額等をされる場合、配当金はありません。
- 解約、減額等をされる場合にお支払いする配当金は、介護年金・介護一時金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

## 15.税制上のお取り扱い

### ■生命保険料控除制度について

- ◇「生命保険料控除制度」とは、お払い込みいただいた保険料について、その一定額を保険契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

「あんしん介護(年金)・(一時金)」は「介護医療保険料控除」の対象になります。

### 【生命保険料控除額】

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除される金額	年間払込保険料額	控除される金額
20,000円以下のとき	年間払込保険料全額	12,000円以下のとき	年間払込保険料全額
20,000円を超え、 40,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) +10,000円	12,000円を超え、 32,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/2) +6,000円
40,000円を超え、 80,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) +20,000円	32,000円を超え、 56,000円以下のとき	(年間払込保険料×1/4) +14,000円
80,000円を超えるとき	一律40,000円	56,000円を超えるとき	一律28,000円

なお、全期前納払の場合、保険料払込期間の満了日までの間、契約応当日ごとに充当されるその年の保険料が毎年の生命保険料控除の対象となります。

※税務のお取り扱いは、2019年2月現在の税制に基づくもので、税制改正等で将来変更となることがあります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

- 介護年金や介護一時金を被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を同一にするその他の親族が受け取る場合、その全額が非課税になります。

## 注意喚起情報

■この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

◇以下は、お客さまにとって不利益となる事項を記載していますので、特にご留意ください。



6. 介護年金・介護一時金等をお支払いできない場合について  
8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項  
9. 解約と返戻金について

◇支払事由および制限事項についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり—定款・約款」に記載していますので、あわせてご確認ください。

### 1. クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面(「ご契約のしおり」・「特に重要なお知らせ(契約概要/注意喚起情報)」(本書面))を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面によりご契約の撤回またはご契約の解除をすることができます。

■お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>

- ①お申し込みの撤回等をする意思
- ②申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号
- ③申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)
- ④保険料
- ⑤取扱代理店名
- ⑥申込日
- ⑦申出日
- ⑧返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

<書面の送付先>

〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

■お申し込みの撤回等があった場合は、朝日生命は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。

### 2. 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約について朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、次のとおりです。

◇第1回保険料相当額を朝日生命所定の金融機関口座へお振り込みいただく場合は、お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額の朝日生命所定の金融機関口座への着金が完了した時

◇「責任開始に関する特約」を付加されたご契約の場合は、お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時

### 3. 告知義務について

■保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

◇生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間における保険料負担の公平性が保たれません。

◇ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「告知書」(電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。)で朝日生命がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**

◇告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命(朝日生命所定の書面「告知書」にご記入いただく場合)および朝日生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知をお受けできる権利がないため、**募集代理店の担当者に口頭でお話しても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合には、**介護年金・介護一時金等をお支払いできないことがあります。**

◇告知いただくことがらは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合には、責任開始の時または復活の日から2年以内であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。

●責任開始の時または復活の日から2年を経過していても、介護年金・介護一時金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。

●**ご契約を解除したときは、たとえ介護年金・介護一時金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いできません。**また、**保険料のお払い込みを免除する事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません**(ただし、「介護年金・介護一時金等をお支払いする事由または保険料のお払い込みを免除する事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「介護年金・介護一時金等をお支払い」または「保険料のお払い込みを免除」することがあります)。ご契約を解除したときは、そのご契約の解約の際に返戻金があればお支払いします。

◇ご契約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、介護年金・介護一時金等をお支払いできないことがあります。

●たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、介護年金・介護一時金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなることがあります。また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返ししません。



●傷病歴などがある場合、ご契約のお引き受けをお断りすることもあります。特別条件(「保険料の割増」「介護年金・介護一時金等の削減」など)をつけてお引き受けすることがあります(傷病によっては特別条件をつけずにお引き受けできる場合があります)。

### 4. ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等にお電話やご訪問をさせていただく場合があります。**

■介護年金・介護一時金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が**介護年金・介護一時金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問をさせていただく場合があります。**

### 5. 生命保険募集人について

■募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎0120-714-532

### 6. 介護年金・介護一時金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、**介護年金・介護一時金等をお支払いしません。**

- 責任開始の時より前の疾病や災害を原因として、介護年金・介護一時金の支払事由が生じた場合
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取り消しとなった場合
- 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
- 保険料のお払い込みがなくご契約が失効(ご契約の効力がなくなる)した場合
- 不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- 責任開始の日(復活の場合は復活の日)からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺した場合
- 保険契約者または死亡給付金受取人の故意により死亡給付金の支払事由が生じた場合
- 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により介護年金・介護一時金の支払事由が生じた場合

## 7. 保険料お払い込みの猶予期間と失効、復活について

■保険料は払込期月中に口座振替により朝日生命にお払い込みください。払込期月中にお払い込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、**お払い込みがないまま猶予期間が経過すると、失効となり、ご契約の効力がなくなります。**

### ①年払契約の場合

払込期月の翌月初日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです)。

### ②月払契約の場合

払込期月の翌月の初日から末日までです。

■失効したご契約でも、失効した日からその日を含めて3年以内の場合、朝日生命の定める手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申し込みいただけます(ご契約内容などにより一部取り扱いが異なります)。

■この場合、あらためて告知または朝日生命指定の医師による診査が必要となります(健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります)。

■ご契約の復活を朝日生命が承諾した場合には、告知(診査)と復活保険料の払い込みが、ともに完了した時から契約上の責任を開始します。

## 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

■多くの場合、返戻金は、払込保険料累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。

■一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。

■新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。

■新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。

■新たにお申し込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により支払事由が発生した場合は、給付金等のお支払いはいたしません。

■保険料は、保険料算出用利率(予定利率)のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類(終身保険等)によっては保険料が引き上げられることがあります。

## 9. 解約と返戻金について

■ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。

■**この商品には解約返戻金がありません。**ただし、保険期間が終身タイプ(有期払)の場合には、保険料払込期間満了後の保険期間中においては死亡給付金と同額の解約返戻金があります。

## 10. 相互会社の社員の権利について

■朝日生命は、ご契約者が社員となり(無配当保険のみのご契約者となられた場合を除く)、会社を構成する相互会社です。

■朝日生命は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。

■社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。

## 11. 生命保険契約者保護機構について

■生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した基準介護年金額・介護一時金額等が削減されることがあります。

■朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の基準介護年金額・介護一時金額が削減されることがあります。

■詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL03-3286-2820]までお問い合わせください。

月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## 12. 介護年金・介護一時金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

■**介護年金・介護一時金等のお支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があるとと思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。**

■支払事由、ご請求手続き、介護年金・介護一時金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載していますので、ご確認ください。

■介護年金・介護一時金等の支払事由が生じたときは、ご加入のご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

■指定代理請求特約(2016)を付加されますと被保険者が受取人となる介護年金・介護一時金等について、介護年金・介護一時金受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます(詳しくは「ご契約のしおり一定款・約款」でご確認ください)。

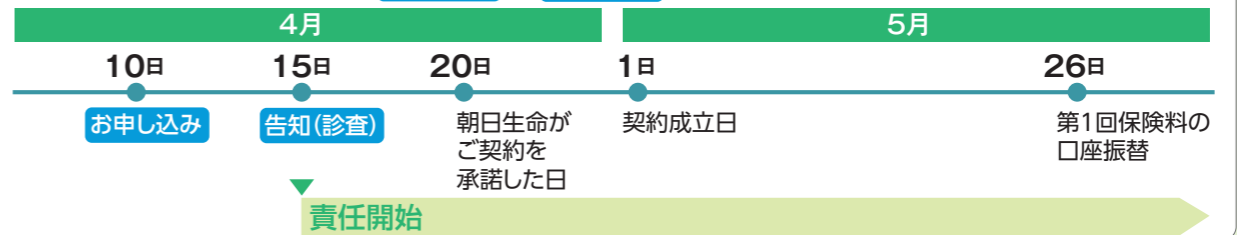
■指定代理請求特約(2016)を付加されたときは、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

### ご契約にあたって

お申し込みいただいたご契約のお引き受けを朝日生命が決定した場合の保障の責任開始の時、契約成立日、保険料口座振替日は、以下のとおりとなります。

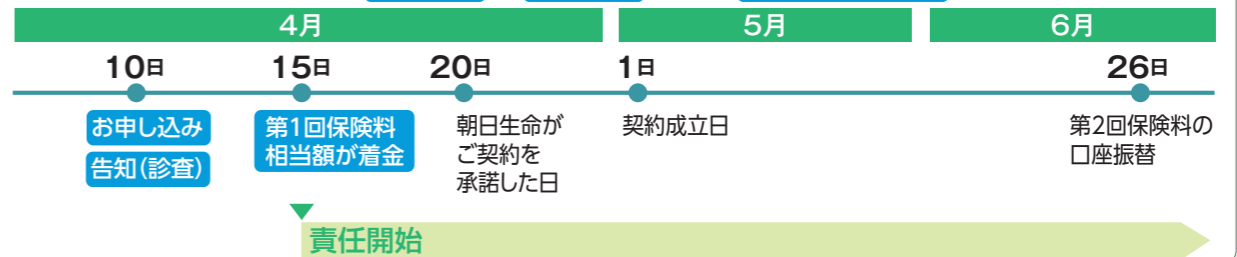
#### 「責任開始に関する特約」を付加した月払口座振替契約の例

■保障の責任開始の時については、**お申し込み** と **告知(診査)** がともに完了した時



#### 上記以外の月払口座振替契約の例

■保障の責任開始の時については、**お申し込み** と **告知(診査)** ならびに **第1回保険料相当額が着金** した時



※保険料口座振替日は、毎月26日(一部の金融機関では27日)となります(金融機関休業日のときは、翌営業日となります)。

※振替日に振り替えができなかったときは、翌月の振替日が猶予期間内の場合、未収の保険料とともに振り替えます。

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。(ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>)  
なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

**ご契約の際には、本書面および「ご契約のしおり-定款・約款」をご確認のうえ、大切に保管してください。**

「ご契約のしおり-定款・約款」は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

〔「ご契約のしおり-定款・約款」記載事項の例〕

- クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について
- 健康状態などの告知義務について
- 保障の責任開始の時にについて
- 給付金等をお支払いできない場合について
- 保険料の払込方法について
- 保険料払い込みの猶予期間と失効、復活について
- 解約・減額と返戻金について

## 再度ご確認ください事項

- 「あんしん介護(年金)・(一時金)」は、朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品です。
- 保険料の一部は給付金等のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費(販売、証券作成、維持管理の経費等)にあてられます。これらの経費は、保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

## 生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと朝日生命保険相互会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命保険相互会社が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、

朝日生命保険相互会社 お客様サービスセンター ☎0120-714-532までご連絡ください。

## 募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 「あんしん介護(年金)・(一時金)」の引受保険会社は朝日生命保険相互会社です。株式会社みずほ銀行は朝日生命保険相互会社の募集代理店です。ご契約の主体は、お客さまと朝日生命保険相互会社になります。
- 「あんしん介護(年金)・(一時金)」は朝日生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金、投資信託、金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、株式会社みずほ銀行における他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返戻金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本商品をお申し込みいただけない場合があります。

(お問い合わせ、ご照会)  
募集代理店

## 株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店頭またはフリーダイヤルへ

**0120-855-519**

受付時間：月曜日～金曜日/9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

引受保険会社

## 朝日生命保険相互会社

本社/〒100-8103 東京都千代田区大手町2-6-1  
ホームページアドレス/ <https://www.asahi-life.co.jp>

【お客様サービスセンター】

 **0120-714-532**

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00

土曜日 9:00～12:00、13:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

☎朝日A-30-265(31.2.20)代事(190158)(2019.4)OT